

仕 様 書

1 件名

苫小牧市未来まちづくり戦略に基づく地方創生事業

2 業務背景・目的

本市の総人口は、164,814 人（令和 7 年 3 月末現在）であり、平成 25 年（2013 年）の 174,485 人をピークに減少に転じている。本市では、人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能なまちづくりの実現に向け、ものづくり産業のさらなる展開、臨海ゾーンにおけるロジスティクスの展開、臨空ゾーンにおける国際リゾートの展開というダブルポートシティの特性を活かした成長戦略を掲げており、令和 3 年 3 月にこれらの成長戦略の方向性を示す「苫小牧都市再生コンセプトプラン」を策定し、それに基づく様々な施策を展開してきた。

また、令和 6 年度には本市周辺エリアにおける次世代半導体産業の進出や苫小牧駅周辺の再整備、データセンターの誘致、脱炭素先行地域の選定による GX 関連施策の推進等に伴って、市内及び市周辺エリアにおける生活環境や企業活動に与える影響を想定し、社会情勢の変化やまちづくり動向を踏まえた今後のまちづくりの在り方を「苫小牧市未来まちづくり戦略」としてまとめたところである。

本事業は令和 6 年度に策定した「苫小牧市未来まちづくり戦略」における各施策・事業を展開することで、本市の地域資源や都市構造・機能を活かした民間参入や活動をより促進させ、かつその活動が市民の生活の質の向上や幸福・心身の充実等の暮らしの豊かさにつながるまちづくりを実現することを目的とする。

3 契約予定期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（令和 7 年度）

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（令和 8 年度）予定

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（令和 9 年度）予定

※ 本事業は令和 7 年度の内閣府「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」に採択された事業であり、当該交付金の令和 7 年度の履行内容が良好と認められること、令和 8 年度及び令和 9 年度の交付対象となること、本市予算が成立（市予算が議会で議決）されることを条件として、令和 8 年度及び令和 9 年度の契約を認めることができるものとする。

4 提案上限金額

121,000 千円（令和 7 年度）

162,000 千円（令和 8 年度）予定

187,000 千円（令和 9 年度）予定

上記金額は、消費税 10%相当額を積算した金額を含むものとする。

5 業務内容等

業務内容は下記のとおりとする。なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、受託者と協議の上、決定することとする。

(1) 令和7年度事業

ア 産業振興に係る事業

GX人材の育成・確保に向けて、市内中小企業や商工会議所等の支援機関に対するGX人材育成カリキュラム・プログラムの開発を行う。また、GXフィールドの整備に向けて、GXフィールドの定義（提供機能の要件含む）やそれに対する市内フィールド（公共・民間）の棚卸を実施する。

イ 快適な住環境に係る事業

教育環境の充実に向けて、市内外の教育機関等との協議を行い、STEAM教育とグローバル教育に係る教育カリキュラム・プログラム開発を行う。また、市内の生活環境の整備に向けて、新たに呼び込むターゲット及びそれに対応する市内の生活空間形成に係る方針やアクションを検討するとともに、苫小牧港漁港エリアにおけるリブランディング構想を策定する。

ウ 交通物流に係る事業

本市の東西を結ぶ主要幹線道路における路線バスの定時性・速達性向上、及び利用体験の飛躍的な向上に向けて、交通状況、移動需要の現状分析を行い、必要な交通施策の提案・シミュレーション等を活用した有効性の検証を行う。

また、市内外における通勤・通学需要の現状及び将来見込みを踏まえ、特定の時間や場所に集中して発生する移動需要に対応する新たな移動サービスの導入に向けて、サービスニーズの検証、企業や学校との連携体制の構築、移動サービスの設計及び実証を行う。実証においては、別事業として行う市内のクラブ・部活送迎乗合タクシーの実証運行とも連携し、各サービスの連携や統合、財源、運営体制等、社会実装化に向けた検討事項整理・計画立案を実施する。

さらに、本市のダブルポートを生かした物流機能の検証として、大学や民間事業者等が有する鮮度維持技術を活用した花卉の鮮度保持・保管に関する実証実験及び効果検証を実施する。

エ 各種会議の運営

「苫小牧市未来まちづくり戦略」及び本事業の推進に向けて、庁内外への情報共有、各施策・事業の進捗管理や効果検証、事業化・予算化に向けた協議を行うことを目的とし、市幹部職員や外部有識者にて構成された「未来まちづくり戦略本部」の運営支援を行う。また、全体方針の共有や各施策・事業の共有と検討を行うことを目的とし、市内外の産官学の有識者にて構成された「まちづくり在り方検討会議」の運営支援を行う。

(2) 令和8年度事業

ア 産業振興に係る事業

GX 人材育成・確保について、令和 7 年度に開発した GX 人材カリキュラム・プログラムを活用し、市内中小企業や商工会議所等の支援機関向けのセミナー・研修を実施するとともに、受講企業の中からモデル実施企業 5 社程度を選定し、脱炭素化に係る取組を実施する。また、GX フィールドの整備について、令和 7 年度に検討・検証した市内における GX フィールドの活用の可能性と、効果の検証に向けた実証事業を 3 件程度実施する。

イ 快適な住環境に係る事業

教育環境の充実に向けて、令和 7 年度に開発した次世代人材の育成カリキュラム・プログラムを市内の教育機関に提供するため、モデル校の指定や公募型での参加（100 名程度）による導入実証を行うとともに、それらの導入実証の結果を踏まえ、他校への横展開を見据えた汎用的なカリキュラム・プログラムの見直しを行う。また、市内の生活環境の整備に向けて、令和 7 年度に検討した結果を踏まえて、新たな生活空間の形成に係る行政支援内容の整理や、苫小牧港漁港エリアにおけるリブランディング構想を踏まえた事業計画を策定する。

ウ 交通物流に係る事業

令和 7 年度の検証を踏まえ、東西基幹軸の路線バスのピークタイム輸送力の強化や定時性・速達性向上に係る実証を行い、利用者・事業者双方のニーズ調査や実装に向けた課題抽出を行う。また、令和 7 年度に別事業として実施した、市内のクラブ・部活送迎乗合タクシーの社会実装（事業化）を図るとともに、サービス対象をクラブ・部活動送迎以外への拡大、さらには、送迎、買い物、通院、通勤・通学等における生活の足として広く利用可能なサービス導入を行う。

さらに、本市のダブルポートを生かした物流機能の検証として、大学や民間事業者等が有する鮮度維持技術を活用した花卉の鮮度保持・保管に関する実証実験及び効果検証を実施する。

エ 各種会議の運営

令和 7 年度と同様に、本事業の推進に向けて、「未来まちづくり戦略本部」と「まちづくり在り方検討会議」の運営支援を行う。

(3) 令和 9 年度事業

ア 産業振興に係る事業

GX 人材育成・確保について、将来的な自走化を見据えて商工会議所等と連携した市内中小企業向けのセミナー・研修を継続実施するとともに、GX 事業に取り組む市内企業の業種の幅を拡大するため、令和 8 年度に選定した業種とは別のモデル実施企業を 5 社程度選定し、商工会議所等と連携して伴走支援を実施する。GX フィールドの整備について、令和 8 年度に実施した GX フィールド実証の拡張として、新たな GX フィールド候補での実証を 3 件程度実施するとともに、既存フィールドで対応が困難又は新たな拠点整備による効果が期待できる新規フィールドの必要性や、導入可能性の検証及び必要機能要件の導出を行う。

イ 快適な住環境に係る事業

教育環境の充実について、令和 8 年度事業の成果を生かし新規学生の確保による事業の拡大を行うとともに、市内教育機関におけるプログラムの水平展開に向けて教職員等に向けた手引き等の作成を行い、地域や教育機関での自走化を支援する。また、市内の生活環境の整

備に向けて、令和 8 年度に検討した行政支援内容を踏まえて、ハード整備を踏まえた民間参入に係る行政支援策や制度設計を行う。また、苫小牧港漁港エリアにおけるリブランディング事業計画を踏まえた具体的なソフト・ハード事業の設計を含めた実施計画を策定する。

ウ 交通物流に係る事業

東西基幹軸においては、地域企業が有する先進技術やサービスも活用する形で、まちづくりの新たな象徴ともなるような基幹交通システムの整備を進めつつ、持続的なサービス提供に向けて運賃以外の収益獲得スキームの構築を図る。また、令和 8 年度の一部地域での社会実装結果（ユーザーからの声、運行上の課題等）を踏まえ、サービス提供地域の拡大を図る。

さらに、本市のダブルポートを生かした物流機能の検証として、大学や民間事業者等が有する鮮度維持技術を活用した花卉の鮮度保持・保管に関する実証実験及び効果検証を実施する。

エ 各種会議の運営

令和 7、8 年度と同様に、本事業の推進に向けて、「未来まちづくり戦略本部」と「まちづくり在り方検討会議」の運営支援を行うとともに、本事業の 3 か年目として事業成果を検証し、令和 9 年度以降の取組方針について取りまとめを行う。

6 業務実施体制

- (1) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を持って、秩序正しい業務を行うとともに当該業務を実施するため、適正な人員を配置すること。
- (2) 業務検討において本市が選定したコーディネーター等が同席する場合がある。

7 業務スケジュール

契約締結後～2 週間 業務実施計画の作成・承認

契約締結後 2 週間～ 業務開始

令和 7 年 12 月 中間報告を実施

令和 8 年 3 月 最終報告を実施

令和 8 年 3 月 31 日 成果物納入

8 納入成果物

- (1) 調査結果報告書等
A 4 版両面刷（50～100 頁程度）の電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 1 枚
- (2) 本業務により収集・作成した資料（電子データ含む）等 一式
- (3) 電子媒体の形式は Microsoft Office Word、Excel 又は PowerPoint、PDF のいずれかを
使用するものとし、これら以外のアプリケーションを使用する場合は、事前に本市の承諾
を得るものとする。

9 納入期限

必要となる資料の作成・提出については、その都度、本市の指示を受けること。全ての納入物を契約期間の終了日までに納品すること。

10 連絡調整等

- (1) 受託者は、作業の実施に当たっては、本市と連絡を密に取り、十分に協議すること。また、疑義が生じた場合には、速やかに本市の指示を受けること。
- (2) 本市から追加指示（仕様書記載事項以外の事項が発生の場合）がある場合には、書面（電子メール含む）により行う。なお、口頭で指示した場合は、当該指示内容を記載した書面を速やかに交付する。
- (3) 受託者は、本仕様書に定めのない事項で本業務の遂行上必要な業務等がある場合には、本市と協議の上、その指示（書面（電子メール含む））に従うこと。
- (4) 前記(2)又は(3)の場合における追加の指示または業務等は、本仕様書の記載事項とみなす。この場合において、新たに経費が発生する場合は、本市と受託者の間で協議の上、決定する。

11 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後に一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、本市と協議すること。

12 著作権等

- (1) 本業務の遂行により生じた著作権は、全て委託者に譲渡する。ただし、著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利は、本譲渡の対象外とする。
- (2) 第三者が権利を有している画像等を使用する場合には、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (3) 撮影する際の肖像権については事前に同意を得ること。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行うものとする。

13 業務上の留意事項

- (1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により本市に報告すること。
- (2) 災害その他不可抗力等本市及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業

務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、本市は事前に書面での通知により契約を解除できる。

- (3) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すること。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

14 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部未来創造戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6229